

議員提出議案第8号

無年金者等の対策の推進を求める意見書

老齢基礎年金等の受給資格期間の短縮については、納付した保険料に応じた年金を受給することができるようにし、また、将来の無年金者の発生を抑制していく観点から、平成24年2月に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」に、消費税率の引上げを行う年度から実施されることが明記されました。

無年金者の問題について、旧社会保険庁が平成19年に公表した推計では、同年4月1日現在、無年金見込み者を含めた無年金者の数は最大で118万人で、このうち65歳以上の無年金者の数は最大42万人に上るとされていますが、それらの数は、今後、団塊の世代の高齢化に伴い、なお一層膨らむものと考えられます。

現在、国会では、年金受給資格期間を短縮する法案が審議中ですが、報道によれば、受給資格期間を10年に短縮した場合、新たに64万人が年金を受給できるとされ、喫緊の課題であるとともに、今後確実に重みを増していく無年金者の問題の解決に向け、大きな前進となります。

また、諸外国の公的年金制度における受給資格期間に目を転じると、アメリカは10年、ドイツは5年、フランス及びスウェーデンは受給資格期間を設けないなど、我が国は他国に比べ、明らかに支給要件が長期に及んでいることが読み取れます。

安倍内閣総理大臣は、本年6月、世界経済が減速するリスクを回避するとともに、デフレから脱却し、経済の好循環を確実にするため、平成29年4月に予定していた消費税率の10パーセントへの引上げを2年半再延期することを表明しました。その一方で、無年金者対策については、本年8月に示された「未来への投資を実現する経済対策」において、平成29年度中の実施が明記されました。

よって、国においては、深度を増す高齢化社会の下、安心につながり、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、以下の事項について取り組むことを強く求めます。

- 1 老齢基礎年金等の受給資格期間を25年から10年に短縮する措置について、早期の法整備を含め、平成29年度中に確実に実施できるよう必要な体制整備を行うこと。
- 2 低年金受給者への福祉的措置として最大月額5,000円（年額6万円）を支給する「年金生活者支援給付金」等について、財源を確保した上で、迅速な実施を目

指すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年10月21日提出

提出者	さいたま市議会議員	鶴崎敏康
	同	高野秀樹
	同	上三信彰
	同	山崎章
賛成者	さいたま市議会議員	帆足和之
	同	高柳俊哉
	同	井上伸一
	同	神田義行